



長野県案内サイン整備指針

4 歩行者案内編

令和2年6月

目 次

第1章 基本的事項	1
1 目的	1
2 指針の対象範囲	1
第2章 歩行者用案内サインの仕様	4
第1 地図サイン	4
1 掲示の高さ	4
2 支柱の位置及び形状	4
3 基調色	5
4 見つけやすさの工夫	5
5 言語表記	5
(1) 表記する言語	5
(2) 表記方法	5
6 ピクトグラムの活用	5
7 書 体	6
8 地図の表示	6
(1) 文字等の大きさ	6
(2) 色 彩	7
(3) 表示範囲、縮尺	9
(4) 地図の大きさ	10
(5) 地図に掲載する情報	11
第2 誘導サイン	17
1 掲出高さ及び形状	17
2 色 彩	17
3 言語表記	17
4 文字の大きさ	18
5 ピクトグラムの活用	18

第3 共通事項	19
1 素材	19
2 文字のレイアウト	19
(1) 文字組み	19
(2) 行合わせ	20
3 照明等	21
4 情報を補完するICTの活用	21
(1) デジタルサイネージ	21
(2) QRコード	22
第3章 各段階における留意事項	23
第1 調査	23
1 問題点の抽出、課題の整理	23
2 街の構造、特性の把握	23
3 関連する他の計画の把握	23
第2 計画の策定	24
1 一貫性の確保	24
2 配置	24
(1) 配置方式	24
(2) 配置か所	26
第3 デザイン	27
1 方針	27
2 周辺景観との調和	29
3 地域の個性の反映	29
4 乱立による景観阻害への配慮	31

第4 設 置	33
1 位 置	33
2 表示板面の方向	34
第5 管 理	35
1 安全管理	36
2 情報管理	36
3 撤 去	36

第1章 基本的事項

1 目的

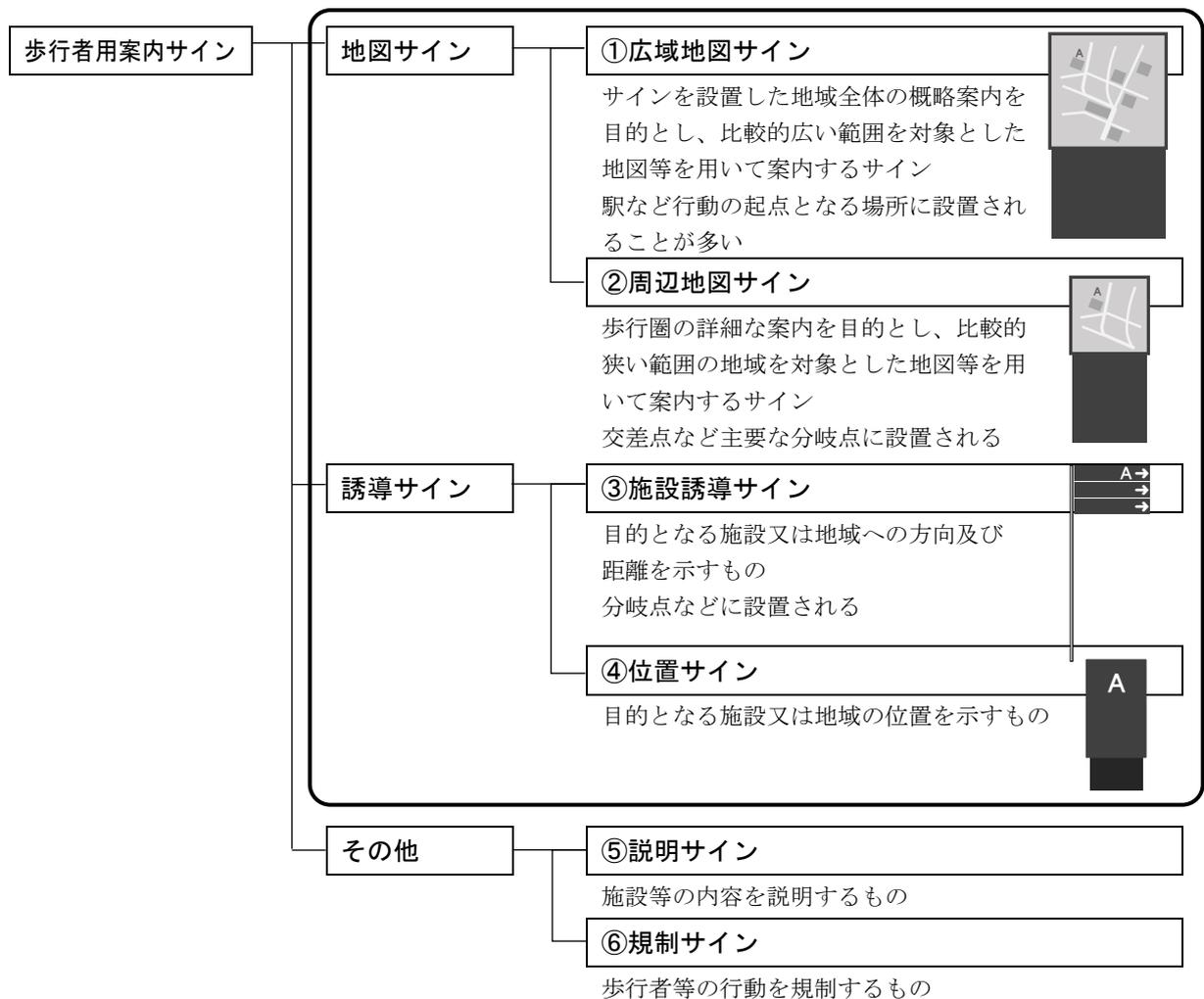
観光客などの長野県を内外から訪れる方々が、安心して交通機関を利用し、迷うことなく街を散策できる、分かりやすい案内サインの整備を推進するため、市町村をはじめ、道路管理者、施設管理者、公共交通機関など案内サインの整備を行うものが、整備計画を立案する際に有用と思われる情報を提供するとともに、本県における公共的な性格を持つ歩行者用の案内サインが満たすべき基本的なルールを示す。

2 指針の対象範囲

歩行者用の一般的な案内サインは、サインの形態、目的により、図 - 1 のとおりに分類、体系化できる。

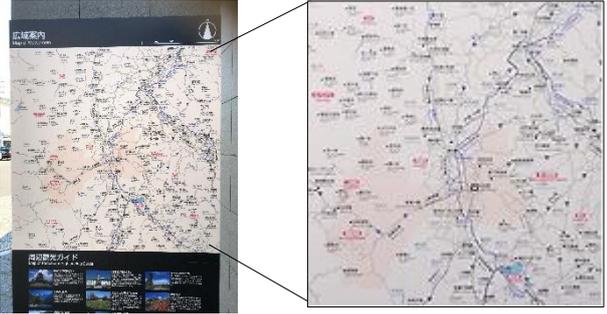
この指針では、これらの案内サインの内、市町村等が設置する文字、絵などの視覚的要素を媒体とした、公共的な性格の強い情報を伝達するサインで、主として歩行者の誘導を目的とし、かつ、法令等により規格、基準等が定められていないものを対象とする。

図 - 1 歩行者用案内サインの体系



※ 本指針では太枠内のサインを対象とする。

表 - 1 歩行者用案内サインの種類と設置例

分 類		設 置 例
地図サイン	①広域地図サイン	
	②周辺地図サイン	
誘導サイン	③施設誘導サイン	
	④位置サイン	
その他	⑤説明サイン	
	⑥規制サイン	

本指針は市町村が案内サインに関する計画を策定する際の指針として作成したものであり、内容的には主として市町村設置のサインを対象としているが、市町村以外のものが設置する場合においても同様の公共性を持つものについては、本指針（市町村が本指針に基づいて案内サインの整備に関する計画を策定している場合にはその計画）が示す一定の基準に適合するよう配慮が望まれる。

第2章 歩行者用案内サインの仕様

第1 地図サイン

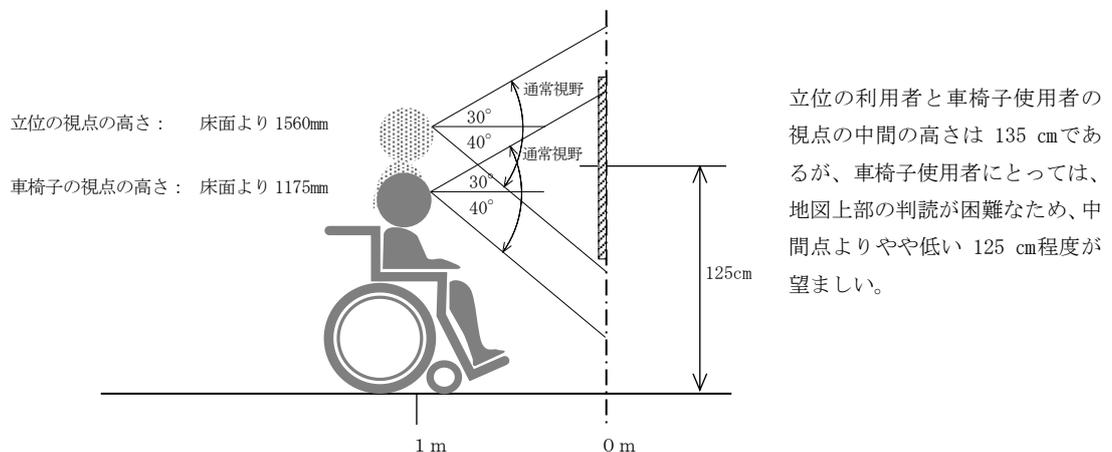
地図を用いて、現在地、周辺施設等の位置関係を面的に把握できる案内地図サインは主に、駅など行動の起点や目的地、主要な分岐点に設置する。

景観上重要な場所に設置される場合が多いため、色彩や形状は地域特性を踏まえつつ、統一感を持たせるよう配慮する。

1 掲示の高さ

立位の利用者と車椅子使用者双方の視認性を確保するため、地図の中心の高さは125cm程度を標準とする。

図 - 2 近くから視認する地図の掲出高さの考え方



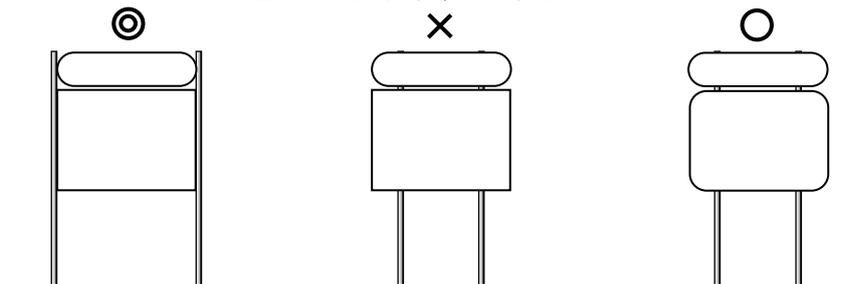
参考資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(令和元年10月、国土交通省総合政策局)
道路の移動等円滑化整備ガイドライン (増補改訂版)
(平成23年8月、一般財団法人国土技術研究センター)

2 支柱の位置及び形状

サインを支える支柱の位置は、子供や視覚障がい者などの案内板への衝突を防止するため、案内板の両端への設置が望ましい。

なお、支柱を両端に設置できない場合は、表示板の角を丸める等の配慮を行う。

図 - 3 支柱設置の考え方



参考資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン (増補改訂版)
(平成23年8月、一般財団法人国土技術研究センター)

3 基調色

支柱やサイン裏面等の基調となる色は、良好な景観を確保するため、周囲と調和する落ち着いた色を使用する。

4 見つけやすさの工夫

地図サインには歩行者の視認性に配慮し、**i**マークを表示する。

表示にあたっては、支柱の上部などに、歩行者の動線と対面する方向に向けた設置が効果的である。

また、サインの裏面への**i**マーク表示により、道路の対面からの視認性を向上できる。

図 - 4 視認性に配慮し**i**マークを表示した例



5 言語表記

(1) 表記する言語

表記する言語は以下のとおりとする。

- ・地図面：日本語、英語の2言語を基本とする。地域状況等に応じ、その他の言語を記載する場合は、主要な施設名称に限る等、歩行者の視認性に配慮する。
- ・凡例：4言語（日本語、英語、中国語、韓国語）を基本とし、地域の状況等に応じてその他の言語の使用を検討する。中国語については簡体字の使用を基本とし、地域の状況等により繁体字を使用する。

(2) 表記方法

日本語及び他国語の表記方法は、「長野県案内サイン整備指針（共通表記編）」による。

6 ピクトグラムの活用

ピクトグラムは、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号の一つであり、情報を伝えるための有効な手段として、積極的に活用を検討する。

ピクトグラムの使用については、「長野県案内サイン整備指針（共通表記編）」による。

7 書体

文字の書体は視認性に配慮し、見えやすい角ゴシック体とする。

図 - 5 角ゴシック体の書体例



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(令和元年10月、国土交通省総合政策局)

上に示した書体は一例である。近年では読みやすさ、見分けやすさを工夫した書体が開発されており、現場の状況に応じて適切なものを選択する。

8 地図の表示

(1) 文字等の大きさ

文字やピクトグラムの大きさについては、高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きく設定した上で、設定された文字のスケールを基に掲載する情報内容や量を調整する。

なお、英語は日本語の3/4程度、ピクトグラムは英語の3倍以上の大きさを標準とする。

表 - 2 地図内に表記する文字やピクトグラムの大きさの例

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	
特大サイズ	—	18.0	14.0	市町村名(図中に境界がある場合)
大サイズ	21.0	9.0	7.0	案内所、情報コーナー、役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5	7.0	5.5	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、踏切等
				町名、丁目
小サイズ	12.0	5.0	4.0	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、

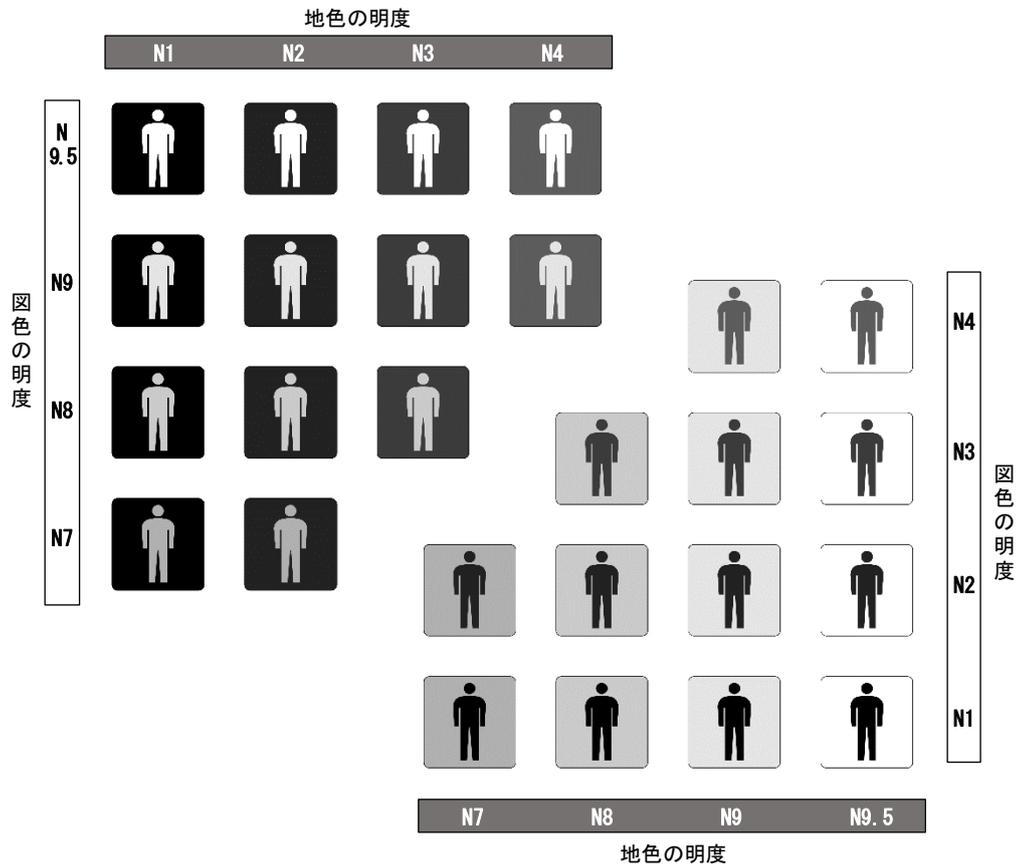
参考資料：観光活性化標識ガイドライン（平成17年6月、国土交通省総合政策局）
国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針歩行者編
(平成27年2月、東京都産業労働局観光部)

(2) 色 彩

ア コントラスト

視認性を確保するためには、地図や文字の色彩は地色とピクトグラムなどの図色、文字色のコントラストが重要であり、配色にあたっては、明度差に配慮する。

図 - 6 図色と地色の明度対比例



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(令和元年10月、国土交通省総合政策局)

イ 色の組み合わせ

高齢者や色覚異常の人に配慮し、見分けにくい色の組み合わせや、彩度の低い色同士、鮮やかな色同士の組み合わせを避けるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮した見分けやすい色の組み合わせが求められる。

図 - 7 組み合わせが適当でない色彩の例



参考資料：国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針歩行者編
(平成27年2月、東京都産業労働局観光部)

ウ 地図の色彩選定

地図各部の色彩は、公園等の緑地は緑系色、水面は青系色など利用者がイメージしやすい色彩を使用する。

また、「現在地」の表示は、視認性が高い「赤色」での表示を原則とする。

図 - 8 「赤色」による現在地表示の例



(3) 表示範囲、縮尺

広域地図サイン、周辺地図サインそれぞれについて、表示範囲、縮尺、表現手法等を適切に選択する必要がある。

いずれも、情報量（案内すべき施設など）が多い場合は範囲をしばりこみ、大きな縮尺で繁雑にならないように表示し、逆に情報がまばらな場合は比較的小さな縮尺で市町村全域を表示するなど、場所や状況に応じて設定する必要がある。

表示面の向きは基本的には表示面に向かって前方を上とするが、単独で設置される広域地図図については北を上とする場合がある。

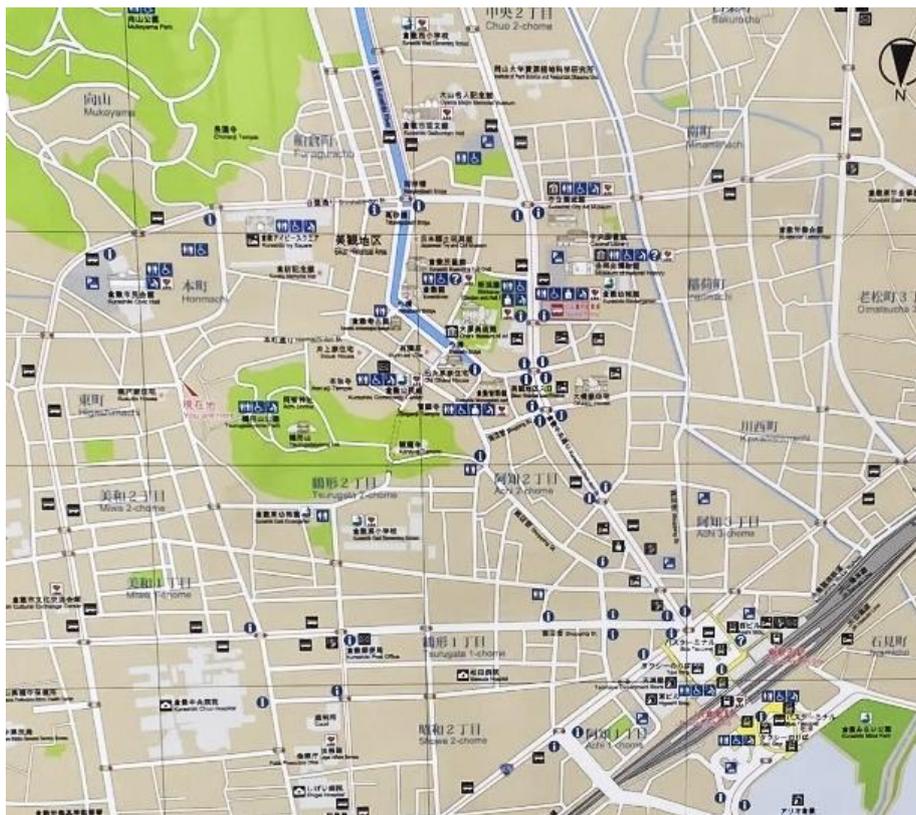
表 - 3 地図の表示範囲、縮尺、向きの考え方

	広域地図サイン	周辺地図サイン
範囲	5 km 四方～市町村全域	1～2 km 四方
縮尺	1/5000～1/50000	1/1000～1/5000
向き	表示面に向かって前方を上	

図 - 9 広域地図サインの表示



図 - 10 周辺地図サインの表示

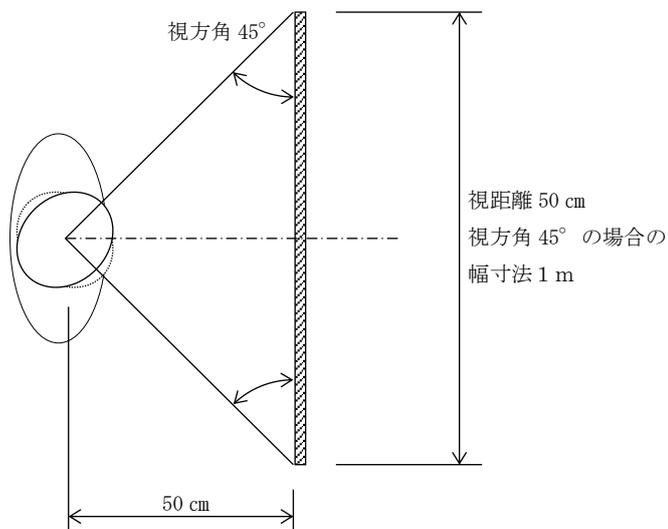


(4) 地図の大きさ

地図の大きさは、視距離を50cmと想定した場合に地図全体を見渡せることを考慮し、1 m×1 m程度の大きさを目安とする。

また、複数設置される場合、それぞれの地図サインのデザインは統一する。

図 - 11 地図の横幅の考え方



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(令和元年10月、国土交通省総合政策局)

(5) 地図に掲載する情報

地図に掲載する情報については、「官民の区別にかかわらず利用者が不特定多数に及ぶ施設、移動の手がかりとして認識されている施設、公衆トイレやバリアフリー施設などは優先的に掲載する。」「公共施設であっても一般の人があまり利用しない施設は掲載しない。」など、利用者の利便性に配慮した取捨選択が必要である。

掲載にあたっては、地図の表示エリア内にある地図サインの設置位置には①マークを表示するとともに、ピクトグラムが設定されていない施設等は、アイキャッチャー(記号「■」)と名称で表示する。

次ページ以降に、施設密度の高い都市部において掲載が望ましい情報の例を示す。

図 - 12 地図上にサインの位置を①で表示した例

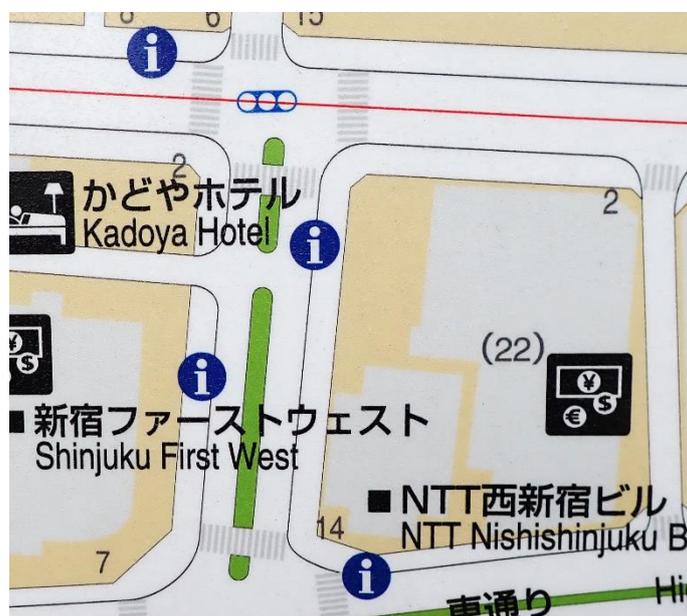


表 - 4 地図への掲載が望ましい情報（地図の背景）

区分	地図に表示する一般的な情報	背景に表示	ピクトグラム	名称表記	備考
地形・地勢	山、河川、湖、池、堀、ダム、水門	○		○	
道路	高速道路	○		○	
	国道	○		○	通称名が指定されているものは名称を表記
	県道	○		○	
	市町村道	○		○	取捨選択の上、通称名を表記
道路施設	歩道	○			
	歩行者等専用道路等	○		○	サイクリングロード含む
	踏切	○		○	
	歩道橋、ペデストリアンデッキ	○		○	構造物には枠線を付けて表示 階段部は「目」を表示
	信号交差点			○	
	横断歩道	○			
	インターチェンジ、主要な橋、トンネル等	○		○	
	階段部、地下横断歩道	○		○	階段部は「目」を表示
交通施設	鉄軌道路線	○			高架の場合は高架上の軌道面を着色 トンネル部分、地下部分は破線で表示
	鉄軌道駅	○		○	路線名および駅名を表記

区分	地図に表示する一般的な情報	背景に表示	ピクトグラム	名称表記	備考
交通施設	駅出口			○	出口部分に出口名称／番号を表記
	バス路線	○			必要に応じて掲載 上下線を区別せず1本線で表示 中央分離帯がある場合は上下線別に表示
	バス停留所			○	必要に応じて掲載 日本語表記は「○○バス停」／番号を表記
	バスターミナル				
	タクシー乗り場				必要に応じて掲載
	航空旅客ターミナル	○		○	
	駐車場				必要に応じて掲載 インパウンドの多い地域では左側の図を使用
	駐輪場				必要に応じて掲載
	ロープウェイ	○			
	ロープウェイ乗り場	○			○
境界線・地名	境界線(市町村、街区)	○		○	国土地理院の基準に基づき各種破線表示
	地名表示(町名、丁、番地)			○	必要に応じて掲載
その他	現在地	○		○	

参考資料：国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針歩行者編
(平成27年2月、東京都産業労働局観光部)

表 - 5 地図への掲載が望ましい情報（施設）

区分	地図に表示する一般的な情報	建物 シルエット	ピクトグラム	名称 表記	備 考
案内所	案内所			○	
	地図標識				
公共施設/ 公的施設	官公庁(県庁、県合同庁舎、市役所、支所、町村役場)	○		○	
	警察署、交番	○		○	交番はピクトグラムと「交番」のみ表記
	郵便局	○		○	集配機能がある局はピクトグラムと名称、その他はピクトグラムと「郵便局」のみ表記
	消防署	○	■	○	
	国の機関及び公共サービス機関	○	■	○	裁判所、税務署、法務局、刑務所、運転免許試験場などは必要に応じて掲載
	小・中・高等学校、幼稚園、保育園	○	■	○	幼稚園、保育園、専修学校などは必要に応じて掲載
	図書館	○	■	○	
	児童福祉施設、老人福祉施設	○	■	○	必要に応じて掲載
	集会施設	○	■	○	必要に応じて掲載
	大規模な公園緑地	○		○	
医療施設	公立の病院、総合病院、大学病院、救急医療機関	○		○	
	保健所	○	■	○	
文化施設・ スポーツ施設	美術館、博物館	○		○	
	劇場、文化会館	○	■	○	

※ ■マークは、アイキャッチャーであることを示す。

区分	地図に表示する一般的な情報	建物 シルエット	ピクトグラム	名称 表記	備 考
文化施設・ スポーツ施設	運動場、体育館、プール等	○		○	該当するピクトグラムを掲載
宿泊施設	ホテル、旅館等	○		○	部屋数の多い施設、ランドマークとなる施設を掲載
商業施設	大規模商業施設	○		○	利用者の多い施設、ランドマークとなる施設を掲載
	コンビニエンスストア				
観光施設	神社、仏閣、教会		■	○	施設の知名度や、来訪者の多い施設を掲載
	史跡、旧跡、歴史的建造物等			○	
	観光施設	○	■	○	施設の知名度や、来訪者の多い施設を掲載
その他	銀行、信用金庫				
	海外発行カード対応 ATM				
	お手洗い／トイレ				必要に応じ便房施設のピクトグラムを併記
	避難場所				災害種類のピクトグラムを併記

※ ■マークは、アイキャッチャーであることを示す。

参考資料：国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針歩行者編
(平成27年2月、東京都産業労働局観光部)

不特定かつ多数の来訪者が移動するルートの内、主要な施設や高齢者、障がい者、乳幼児を連れた者などが比較的多く利用する施設へのルートや関連するバリアフリー設備を表示する。

表 - 6 バリアフリー設備・経路に関する情報

案内地図サインに表示するバリアフリー設備・経路にかかわる情報		ピクトグラム等表示例	備 考	
バリアフリー設備 (エレベーター、傾斜路)	道路上		バリアフリー設備を表示する	使用時間に制限がある場合「使用時間制限有」と表記する
	公共機関出入口		エレベーターのみを表示し、エスカレーターは表示しない	
車いす等に対応した公衆トイレ			トイレ+障がい者用設備又は子育て支援設備のピクトグラムを表示する	
バリアフリー経路			朱赤系の点線で表示する	

参考資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン（増補改訂版）
（平成23年8月、一般財団法人国土技術研究センター）

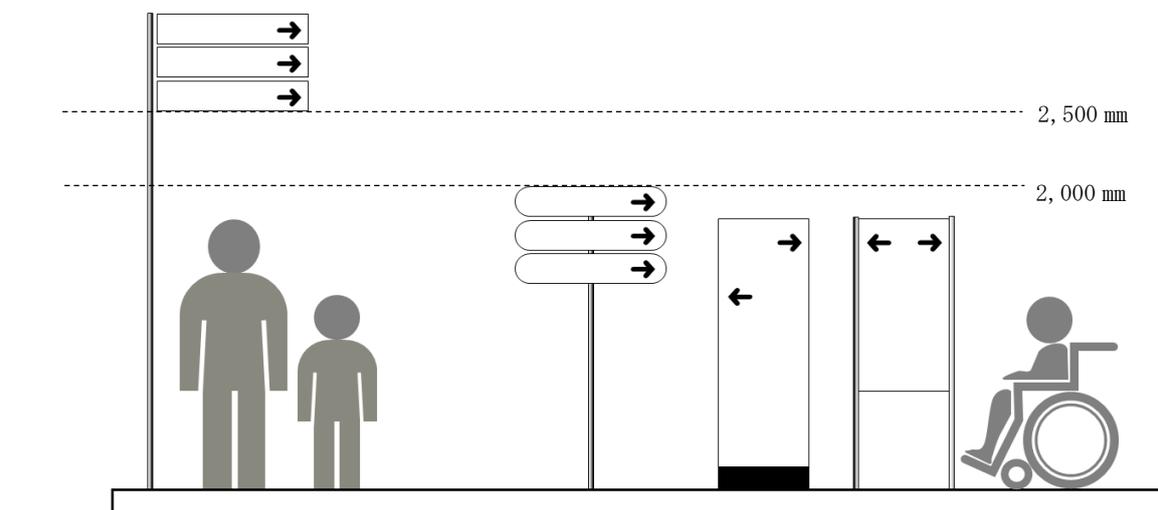
第2 誘導サイン

目的とする施設等への方向及び距離等を表示する誘導サインは、地図サインと比較して表示できる情報量が少ないため、目的地の名称、方向（矢印）、距離表示等の表記を基本とし、目的地の入り口、分岐点やルートの中間等に設置する。

1 掲出高さ及び形状

- ・歩道に対して平行に設置する場合は、誘導サイン上端を路面より2,000mm以内とする。
- ・その場合、誘導サインを支える支柱の位置は、子供や視覚障がい者などの表示板への衝突を防止するため、案内地図サインの場合と同様、サインの両端に設置する。なお、両端に設置できない場合は、表示板の角を丸める等の配慮を行う。
- ・歩道空間上に張り出す場合は、誘導サイン下端を路面より2,500mm以上確保する（歩道の建築限界）

図 - 13 誘導サインの高さおよび形状



参考資料：国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針歩行者編
(平成27年2月、東京都産業労働局観光部)

2 色彩

誘導サインの色彩は、地図サインとの連続性確保の観点から、地図サイン本体の基調色に準じる。

また、視認性に配慮し、地色と文字、ピクトグラムの明度差を確保する。

3 言語表記

言語表記等については、「長野県案内サイン整備指針（共通表記編）」による。

また、言語は日本語・英語を基本とするが、地域の状況等に応じ、中国語や韓国語等、その他の言語を記載する場合は、視認性に配慮する。

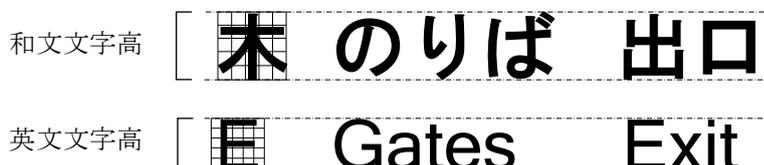
4 文字の大きさ

誘導サインの設置場所や掲出高さ等に応じて、視認性を考慮した上で文字及びピクトグラムの大きさを決定する。

表 - 7 視距離と表記する文字の大きさの目安

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

※ 文字高とは、日本語では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(令和元年10月、国土交通省総合政策局)

5 ピクトグラムの活用

施設への誘導には、文字だけでなくピクトグラムを合わせた表示を検討する。

なお、その際には、地図サインと表示の整合を図る必要がある。

第3 共通事項

1 素材

本体部分の素材は、各地域の気候その他の環境条件に応じ、耐久性、耐候性に優れたものを使用する。

素材の選択にあたっては、地域性の演出の観点から地場産の素材など、各地域の特性に見合ったものを検討する。

また、街の中の繰り返し出現するものとして色彩面にも十分な配慮をする必要がある。

表 - 8 本体部分に使用される主な素材と特徴

素材	耐久性、耐候性	加工性	仕上がり
一般鋼材	防錆処理が必要	良好	塗装色
耐候性鋼材	良好	良好	色彩は限られる
ステンレス	良好	良好	生地を活かすことができる
鋳鉄	良好	型形成、精度はやや落ちる	独特の素材感
アルミ型材	アルマイト処理により良好	型形成、高精度	シャープな表情
アルミ鋳物	良好	型形成、高精度、高自由度	独特の素材感がある
石材	極めて良好	高精度	自然の風合いがある
コンクリート	良好	精度はやや落ちる	汚れが目立たない
模石コンクリート	良好	精度はやや落ちる	骨材によって表情は多彩
GRC*	良好	型形成	塗装色
木材	防水、防腐処理が必要	自由度は高い	自然の風合い

※ GRC：ガラス繊維補強コンクリート

なお、木材の使用にあたっては、「長野県産材利用指針」の趣旨に鑑み、積極的に県産材の活用について配慮する。

2 文字のレイアウト

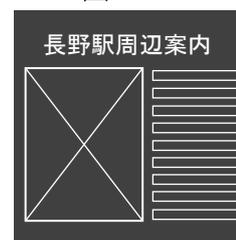
(1) 文字組み

文字組みについては、横組み、縦組み又は横組みと縦組みの併用とする。

ア 横組み (図 - 14)

最も一般的な組み方で、英文との併記も容易である。

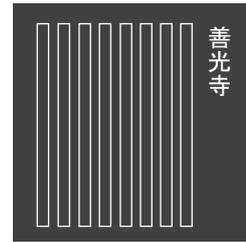
図 - 14



イ 縦組み (図 - 15)

表示面の横幅を小さくしたい場合や、名所旧跡の表示等日本語独特の組み方を積極的に活用する場合などに用いられる。

図 - 15



ウ 横組みと縦組みの併用 (図 - 16)

同一視野内で過剰に行うと読みやすさを損なう恐れがあるが、地点名称と施設誘導、あるいは概略を伝える情報と詳細を伝える情報のように、異なる情報を区別して表示するときに有効である。この場合、文字高や色をかえるなど表現にメリハリを着ける工夫が必要である。

図 - 16



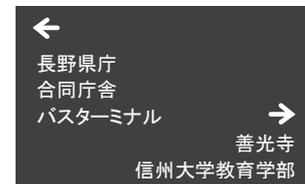
(2) 行合わせ

行合わせについては、頭合わせ、末尾合わせ又はセンター合わせとし、均等合わせは用いない。

ア 頭合わせ、末尾合わせ (図 - 17)

表示の重心が偏るために方向性が出しやすく、秩序感がある。

図 - 17



イ センター合わせ (図 - 18)

安定感があり、記名表示に多く用いられる。

図 - 18



ウ 均等合わせ (図 - 19)

単語をかたまりとして認識しにくいいため使用しない。

図 - 19



3 照明等

夜間における利用が見込まれる場所(駅前広場、主要交差点など)に立つサインについては、夜間の利用に耐えるだけの明るさを確保する必要がある。方法としては外部光源からの照射、照明装置の組み込み、内照などが考えられる。

表 - 9 照明の方法と特徴

照明の方法	特徴	留意点
外部光源からの照射	どのタイプの表示板面にも対応	表示面と光源の位置関係に注意する 光源のまぶしさ(クレア)が利用の妨げとならないように注意する
照明装置の組み込み	どのタイプの表示板面にも対応	電源の確保が必要 灯具のおさまりについてデザイン的に配慮する メンテナンスに配慮したデザインとする
内照式	ガラスなど、光を透過する素材の板面に限られる 視認性に優れる	電源の確保が必要 見やすいが素材が限定される メンテナンスに配慮したデザインとする

4 情報を補完するICTの活用

一般的な案内サインでは、スペース等の関係から表示できる情報が限られている。これを補完し、充実した情報を提供する手法として、デジタルサイネージやQRコードをはじめとするICTツールの活用が考えられる。

(1) デジタルサイネージ

デジタルサイネージには、電光掲示板のように一方向に情報を伝達するものと利用者が操作することで必要とする情報を選択するものがある。特に利用者が操作するものでは、表示画面の選択により限られたスペースにおいて、様々な情報を利用者が理解しやすい言語での提供も可能である。

導入にあたっては、デジタルサイネージと周辺の景観の調和を図るとともに設置費用や耐用年数、本体や提供する情報の維持管理等について検討する必要がある。

図 - 20 デジタルサイネージを活用した例



※ タッチパネルによる多言語対応に加え、利用者がスマートフォンなどを「かざす」ことにより、案内図にアクセスするためのURLが送信されてくる機能を持つ。

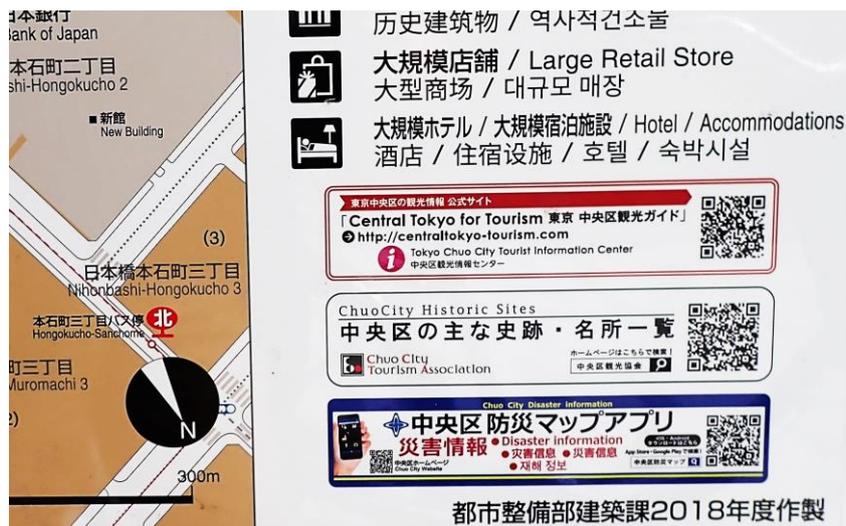


(2) QRコード

QRコードは、小さな面積で表示できるうえ、誘導した先のホームページなどで多言語対応が可能となる、利用者が必要としている情報を選択できるなど、スマートフォン等を使用する者に対して有効なツールである。

長野県内の観光・交通を総合的に案内する「信州ナビ」(外国語版：NAGANO NAVI)をはじめとする地域案内アプリケーションが整備されつつあるため、紹介するサイトに誘導するためのQRコードの表示も有効である。

図 - 21 QRコードの表示を行った例



第3章 各段階における留意事項

第1 調査

計画策定のための調査は、利用者の立場から見たミクロな視点と都市全体を捉えるマクロな視点の双方を捉えながら進める必要がある。

1 問題点の抽出、課題の整理

案内サインの整備により改善可能な街の問題として、

- ・看板類の乱立による景観の阻害
- ・複雑な道路網などによるアクセスルートのおわかりにくさ
- ・歩者ルートの混在による不快で危険な歩行者空間
- ・様々な魅力的要素の埋没
- ・駅、バス停など移動拠点の埋没

などが考えられる。現況におけるこれらの問題を抽出するとともに課題として整理する。

2 街の構造、特性の把握

調査において把握すべき街の構造、特性として、

- ・街の景観、歴史、文化、風俗
- ・街を構成する要素

自然要素（地形、山、丘陵、河川、森林、湖沼など）

道路（高速道路、国道、主要地方道、歩行者専用道など）

交通機関（鉄道、バスルートなど）

移動拠点（駅、バス停、空港など）

公共施設等（行政施設、公園、教育施設、医療施設、福祉施設、文化施設、スポーツ施設、
集会施設、公益企業、金融機関、報道機関など）

著名地点（史跡・名勝、宿泊施設、商業施設など）

などがあげられる。

3 関連する他の計画の把握

関連する計画については、先行する他の案内サイン等の整備事業（道路標識など）に配慮し、情報の重複を避ける必要がある。

第2 計画の策定

調査結果に基づき、誰に対し、どこに、どのような案内サインを整備するかを設定する。

具体的には、対象者と誘導対象となる観光施設等の設定及び誘導ルートを決定制し、これにより、案内サインの一貫性の確保、具体的な配置についての検討を行う。

1 一貫性の確保

全ての案内サインは対象となる地域内で一貫性を持って展開される必要がある。このため、既存のサインの存在が、新設するサインの統一を乱す場合や、誘導上必要でなくなる場合は、街の景観形成からも、既存のサインの撤去、整理、統合の検討が必要である。

2 配置

(1) 配置方式

常に移動している利用者に情報を提供するためには、人の移動のパターンを把握し、適切な位置に情報を配置する必要がある。したがって、サインの配置は都市の構造と密接に関係しており、主に歩行者を対象に基本型を考えると以下の4つに整理できる。

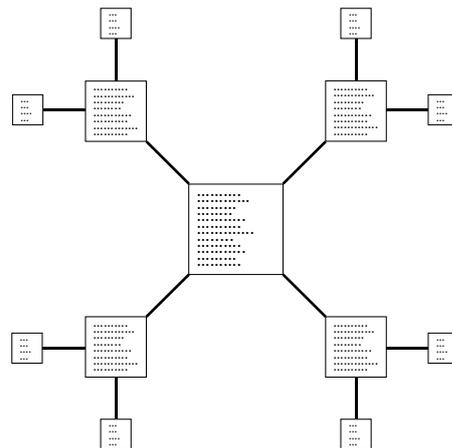
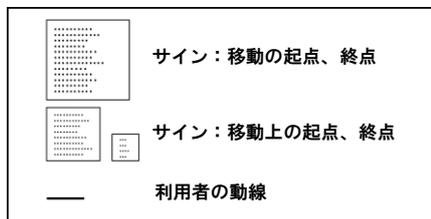
① 階層配置：特定の行動の起点を想定し、そこから不特定の終点に向かって情報を配置する考え方である。

数か所の行動の起点に対して複数の目的地がある場合に有効である。

鉄道駅等、起点が限られている一般的な都市部では、階層配置が合理的といえる。

図 - 22 階層配置

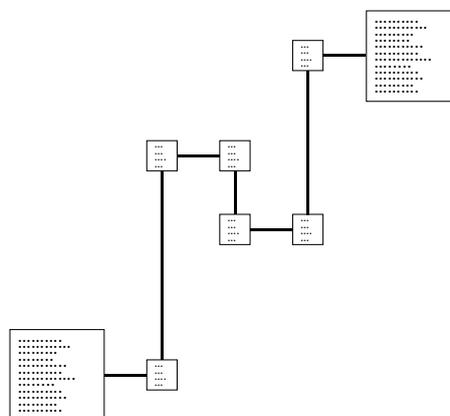
行動の起点を特定、
終点は不特定



- ② 線条配置：あらかじめ起点と終点を想定し、その間の要所に情報を配置する考え方である。一つの行動の起点に対して一つの目的地がある場合に有効である。比較的小さな都市で観光ルートなど限定された歩行経路を案内する場合に適している。また、最終型としては投網あるいは階層配置が適切である場合に、段階的な整備のステップとして線条配置を採用することもできる。

図 - 23 線状配置

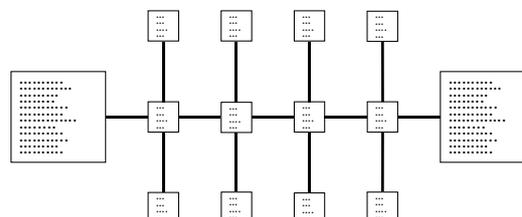
行動の起点、終点
ともに特定



- ③ 軸線配置：一对の起点と終点を結ぶ軸を、案内誘導上の中心的なルートとしながら、周辺の施設へも、人々を導いていこうとする考え方である。街の中に、特に著名な二施設（地点）があり、それらを結ぶ軸に利用客が集中している場合に有効である。

図 - 24 軸線配置

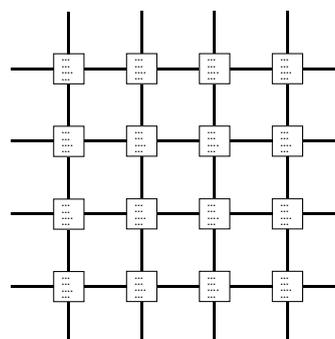
一对の行動の起点・終点が
直線的に結ばれる



- ④ 投網配置：計画対象地域にくまなく情報を配置する。人の移動の起点及び終点を特定せず、あらゆる移動ルートに対応しようとする考え方である。複数の行動の起点に対して複数の目的地があり、利用者の移動経路が限定できない場合に有効である。

図 - 25 投網配置

行動の起点・終点とも不特定



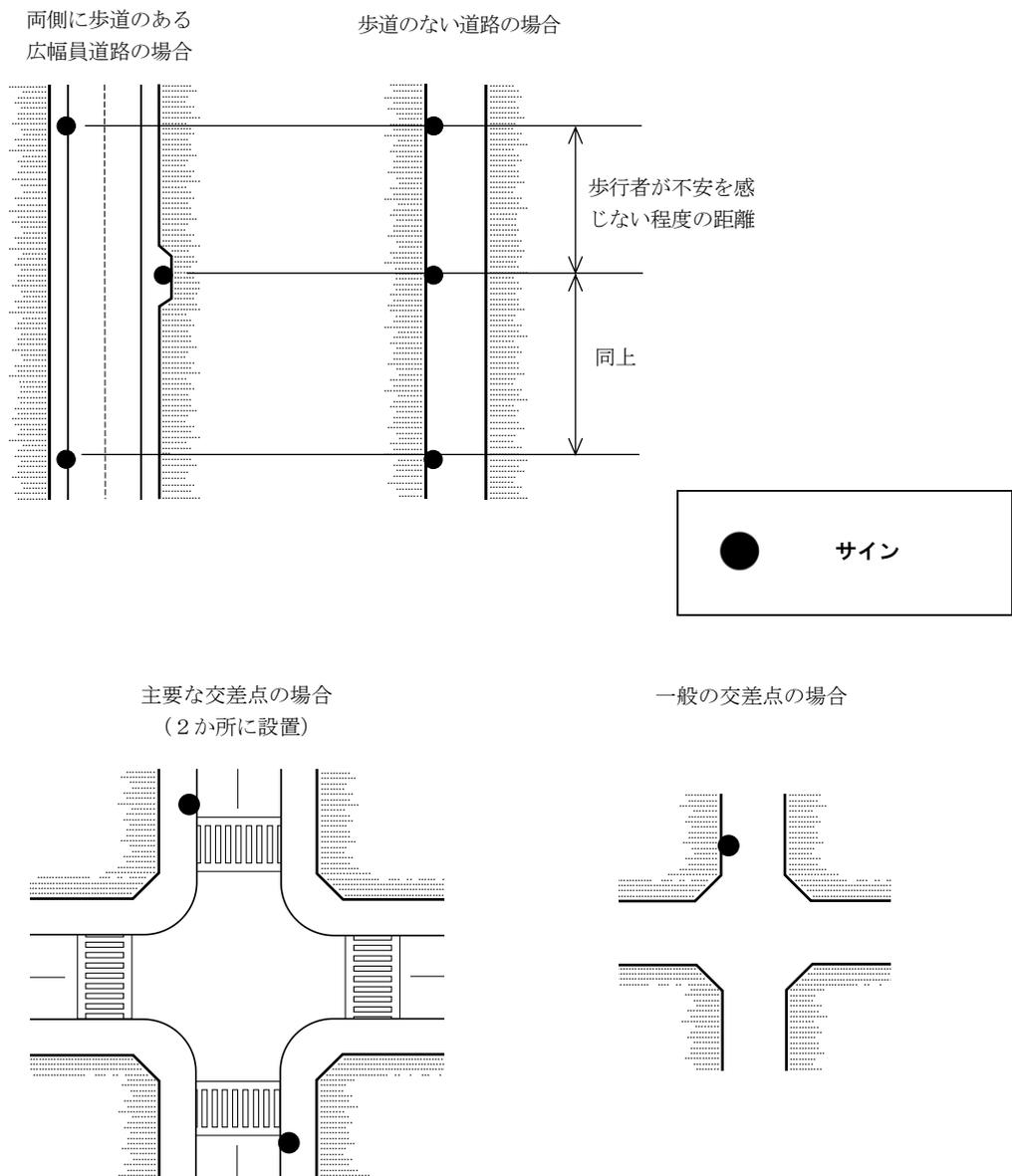
実際の配置については、これらの方式を各地域の特性に合わせて適宜選択し、場合によっては組み合わせながらシステムの構築を検討する。

(2) 配置か所

案内サインの配置は、移動の起点及び主要な分岐点ごとに行う。ただし、情報なしに人が不安なく歩ける距離は、概ね150～300メートルといわれており、利用が集中する中心市街地などでは、歩行者が不安を感じない間隔となるよう配置を検討する。

また、両側に歩道を有するなど広幅員の道路では両側にサインが必要である。この場合の配置は道路の両側に交互に配置する方法が一般的である。同じく主要な交差点でも、利便性と視認性を考慮し、効率的な案内となるよう配置か所を設定する必要がある。

図 - 26 道路に設置する場合の配置か所の例



第3 デザイン

計画内容を現実にどのようなサインとして成立させるかを決定するのがデザイン段階の作業である。第2章「歩行者系案内サインの仕様」に沿ったデザインを基本とし、情報の伝わり方などを考慮する。

また、サインのデザインには、情報を伝達する表示部分とそれを構造的に支える本体部分のデザインがあり、これらを合わせて周辺景観と調和するよう配慮が求められる。

1 方針

表示部分は、情報伝達というサインの主要な機能を担うものであり、意図する情報が利用者にも的確に伝わるか否かは表示のデザインに大きく左右されるといえる。

したがって、表示デザインに求められる条件として、わかりやすく効果的な情報の伝達が最も重要である。わかりやすい表現方法を考える場合には、情報の序列、情報相互の関連性など表示内容が的確に組み立てられ整理されている必要がある。

そのためには、

- | |
|----------------|
| ① 統一性を持たせる |
| ② 情報同士の関係を整理する |

により、わかりやすい表示面を作り出す。

① 統一性を持たせる

サインは、相互に連携し効果を発揮する機会が多いが、その場合表示デザインに統一性を持たせ、

- ・情報の伝わり方を安定させる
 - ・情報に連続性を持たせる
- ことが大切である。

具体的には、情報に応じたデザインの共通化により、連続した情報として利用者に認識させることができる。

表示デザインを統一する範囲は市町村レベル、広域レベルなど、ある程度の広がりを持っている方が、より効果的である。

図 - 27 地図を共通化した例

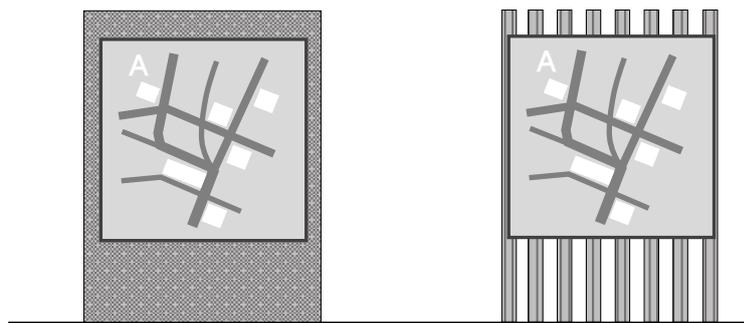
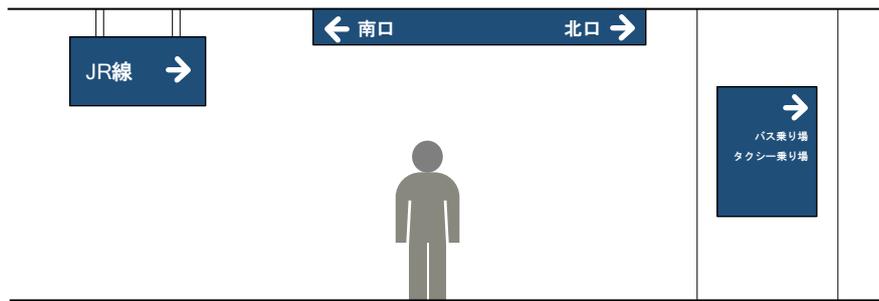


図 - 28 書体、色彩を共通化した例



② 情報同士の関係を整理する

情報同士の関係を整理するとともに、重要度の高い情報の強調や、情報の種類による表示の変更など、繁雑さを避けながら豊富な内容を表示する工夫が必要である。

特に、掲載される情報量が多く紛らわしい場合には、情報の種類により、色彩、書体、文字の大きさ等を変えて表示するなどが効果的である。

ただし、これを過度に施すと情報の文脈が失われて逆効果となるので注意を要する。

図 - 29 情報の種類に応じて書体を変えた例



※ 交差点を青、通りや町名を薄い色で表示

2 周辺景観との調和

表示板面を構造的に支える本体部分については、これまでは必要な構造強度を持っていればよかったが、案内サインは街の中に繰り返し用いられる景観要素であるとの考え方から、周辺景観に配慮したものであることが求められている。

このため、本体デザインは材質、色彩に周囲の景観となじむものを使用した、違和感を与えないデザインを基本とする。

図 - 30 周辺の景観と馴染ませる本体デザインの例



※ 公園の景観に合わせるため、木材を支柱に使用

3 地域の個性の反映

街なかに繰り返し現われる案内サインには、その地域の持つ個性がある程度反映されてしかるべきである。ただし、その役割や、地域性の本質を考えると、以下の点を守る必要がある。

- ・ 本来の機能を逸脱や、公共空間の質を支える要素としてふさわしくない行きすぎた表現、過度の装飾性は慎む。
- ・ 公共空間における地域性は、地域の本質を表現したものとする。（これによって、長い年月接する地域住民が愛着を持ち、飽きのこない街の財産となる。）

こうした前提を踏まえて、整備計画に反映される地域特性としては、

- ① 街の構造を反映させる
 - ② 街の景観特性を反映させる
 - ③ 街の文化を反映させる
- の3つがあげられる

① 街の構造を反映させる。

街の構造とは、地形などの自然要素、人口や都市の規模、道路や鉄道などの交通機関、土地利用などであり、これらの特性を案内サインに反映させることで、使い勝手のよいサインとなる。

図 - 31 街の構造を反映させた例



※ 特徴のある建物や蔵など街の構造を地図に反映

② 街の景観特性を反映させる。

建物群による街並み、道路などの公共空間などの地域の景観特性を、スケールや構成、素材・色などに反映させ、街並みや周辺的环境との調和を図る。

図 - 32 街の景観特性を反映させた例



※ 小倉城の特徴である石垣をイメージしたサイン

③ 街の文化を反映させる。

街の個性や魅力となる文化的資産、すなわち、地場産業、観光要素、文化、風俗、方言、しきたり、習慣、伝統、行事、伝承や伝説などを情報内容に反映させ、街のイメージを強調し豊かにする。

図 - 33 街の文化を反映させた例



※ 周辺に見られる切り文字風の看板と人形店が多い通りの特徴を合わせた意匠となっている

4 乱立による景観阻害への配慮

サインの乱立による景観阻害を防ぐため、複数のサインの関係を整理し、周辺に類似の案内サイン等がある場合は、関係者との調整による情報の統合などにより案内サインの増加を極力招かないよう検討する必要がある。

複数のサインの関係を考える上では

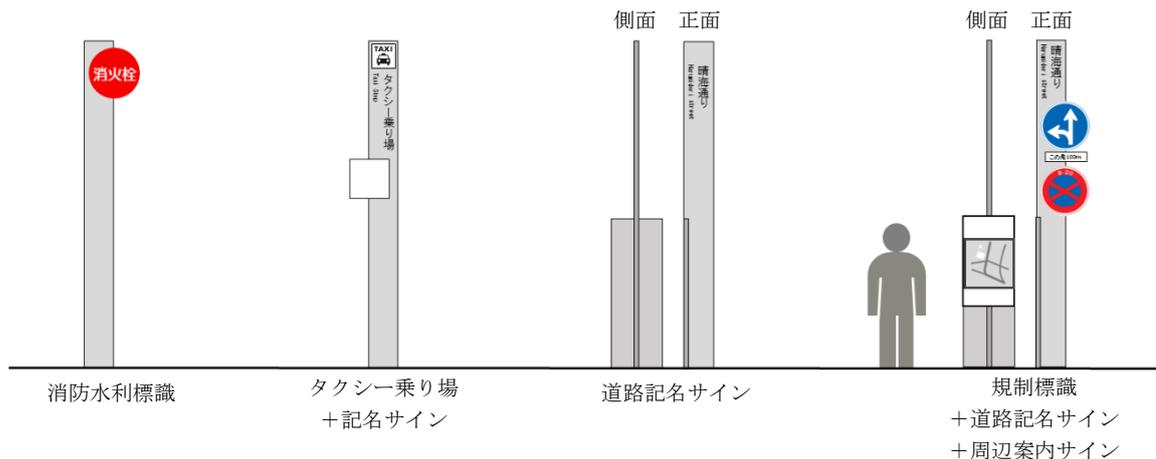
- ① 共通化デザイン
- ② 個別化デザイン の2通りの考え方がある。

① 共通化デザイン

歩行者用以外も含めたサインの本体を共通のデザインで統一することにより、空間を秩序立て、連続景観をつくりだすとともに、サインの存在が認識されやすくなり、整備の効果を高める。

ただし、表示できる情報量が限定されるため、やや画一的な展開となる可能性もあり、場所によっては必要な情報が大きく異なる場合などは、基本形態を慎重に検討する必要がある。

図 - 34 各種サインのデザインを共通化した例

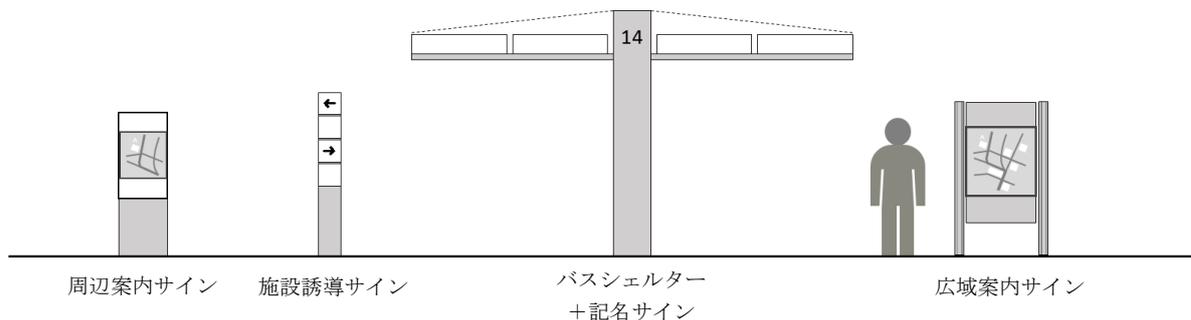


② 個別化デザイン

表示内容などに応じて本体のデザインを変えることで、情報や空間の理解を促進するなどの効果が期待できる。

ただし、デザインのバリエーションが増えすぎると、逆に利用者を混乱させるため注意が必要である。

図 - 35 情報の種類に基づきデザインを個別化した例



第4 設置

設置にあたっては、想定される歩行者の移動方向、誘導したい方向を考慮する。

また、設置する場所は、道路などの公共空間を使うことが多く、場所による制約があるため、これらを併せて検討する必要がある。

1 位置

設置位置としては、道路、広場、施設敷地内の3つが考えられる。広場と施設敷地内では比較的設置の自由度が大きいが、道路上では様々な制約があり、設置位置は限られてくる。

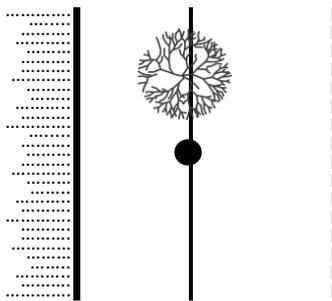
設置場所の選定にあたっては、以下の点に注意する。

- ・ 公開空地やセットバック部分を積極的に利用する
- ・ 地下埋設物等を確認し、位置調整する。
- ・ 設置場所と情報の整合性を確認する。
- ・ 標識の視認性が妨げられない。
- ・ 利用者の行動特性に配慮する。
- ・ 歩道等の有効幅員を必要以上に狭めない。
- ・ 既設の道路標識、信号機の視認性を妨げない。
- ・ 損傷を受けるおそれが少ない。
- ・ 交差点、曲がり角等においては見通しを妨げない。
- ・ 道路構造令に規定される建築限界を侵さない。

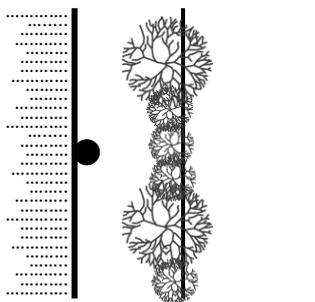
図 - 36案内サインの設置位置

歩道のある広幅員道路の場合

- 1 歩道上の歩車境界寄りに設置
(植栽帯の中にも可能)
- ・ 車両に対しても案内を行う時
 - ・ 敷地側の看板などを避ける必要性が高い時

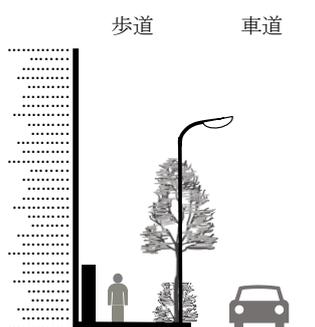
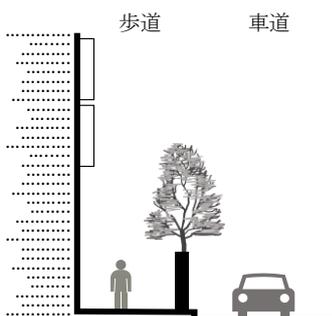
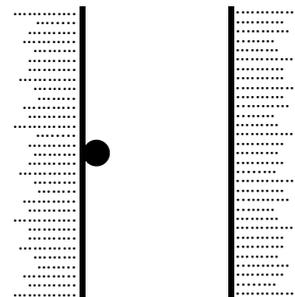


- 2 歩道上の敷地境界寄りに設置
- ・ 車両に対して案内を行わない時
 - ・ 歩車協会側の照明、街路樹、電柱等を避ける必要性が高い時



歩道のない道路の場合

道路の敷地境界寄りに設置



2 表示板面の方向

表示板面の向きは、歩道の有効幅員を狭めないよう、道路に対して平行を原則とする。ただし、駅前広場、公園、公開空地などに設置できる場合は、適宜最適な方向に向けて設置するものとする。

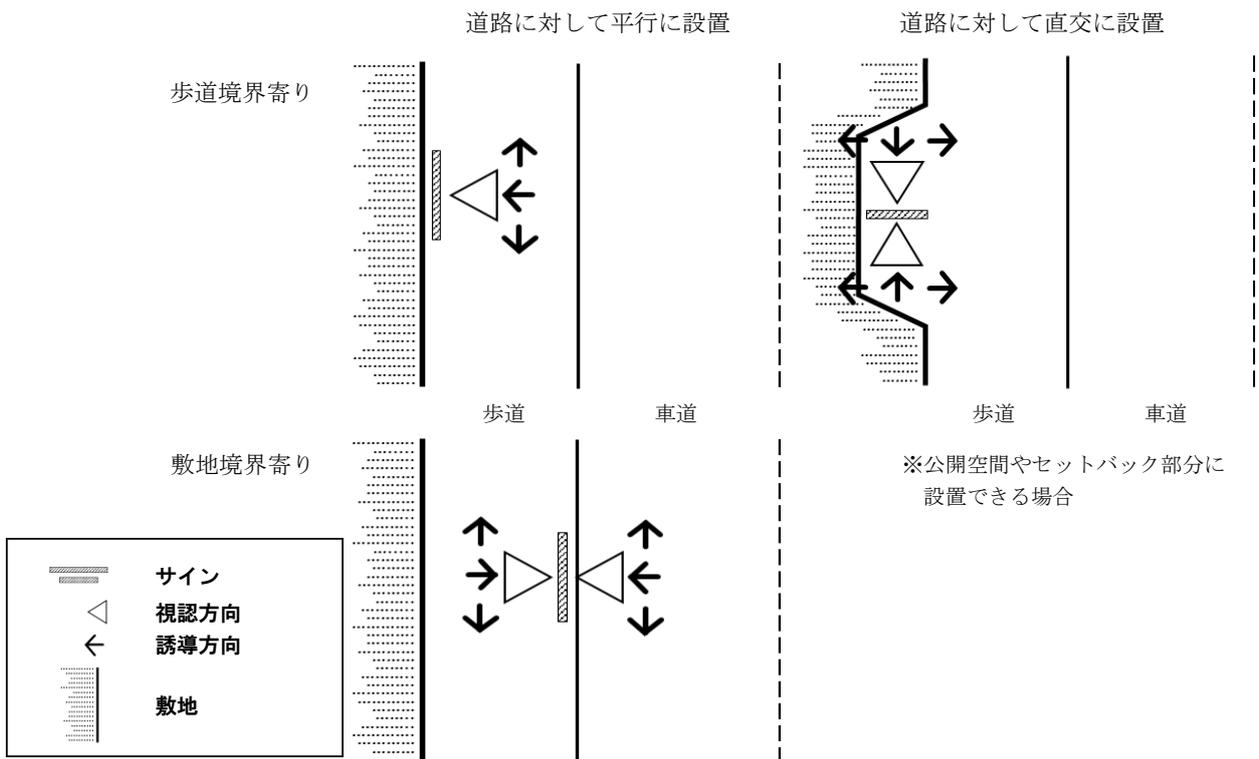
① 道路に対して平行

- ・ 対面方向からの視認性が良く、表示板面の横幅を大きく取ることができる。
- ・ 車両からは見づらい。

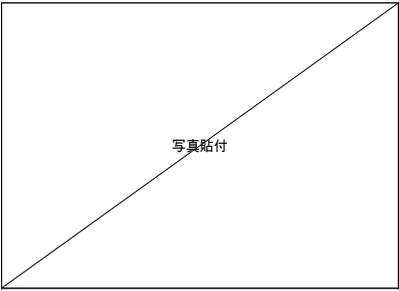
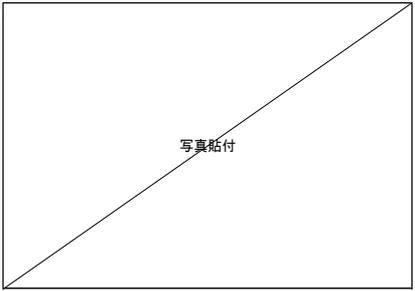
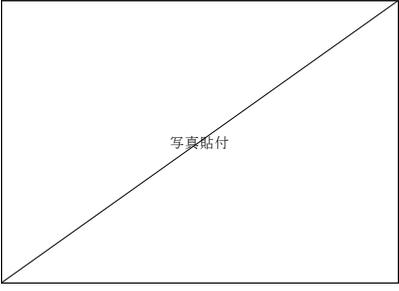
② 道路に対して直交

- ・ 進行方向からの視認性が良く、車両からも見やすい。
- ・ 幅員が狭い場合は通行の妨げとならないよう、表示板面の横幅を小さくするなどの工夫が必要である。
- ・ 進行方向の逆方向への誘導が困難であり、両面表示が基本となる。

図 - 37 表示板面の方向



〇〇町 公共案内サイン 管理台帳 (3)

正面		側面	
遠景			

撮影年月日 年 月 日

1 安全管理

当指針の対象となるサインは、短期間の設置に留まるものなどの例外を除き、屋外広告物法に規定する「屋外広告物」に該当する。

長野県屋外広告物条例では、これらの屋外広告物に対し3年以内ごとの安全点検を義務付けている。市町村が屋外広告物条例を制定している場合、安全点検が義務付けられていない場合もあるが、管理不足から汚れや劣化損傷による人的、物的被害が発生することのないよう、定期的な点検は必要である。

2 情報管理

管理者は街の変化に合わせて、随時、サインに掲載された情報内容の更新を行い掲載されている情報の正確性を維持しなければならない。そのためには、管理台帳に情報更新の経過を記録し、サインの情報の時点把握を行うとともに、街の移り変わりを適切に反映させる必要がある。

3 撤去

施設の移転、廃止などにより不要となったサインは、景観を阻害する要因になる。また、放置された場合、将来的に事故等の発生する可能性が高まるため、速やかな撤去を行う。

関連するガイドライン等一覧

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

(令和元年10月、国土交通省総合政策局)

道路の移動等円滑化整備ガイドライン (増補改訂版)

(平成23年8月、一般財団法人国土技術研究センター)

観光活性化標識ガイドライン

(平成17年6月、国土交通省総合政策局)

国内旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針歩行者編

(平成27年2月、東京都産業労働局観光部)

長野県 建設部

都市・まちづくり課

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL: 026-235-7296 FAX: 026-252-7315

E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp